

## 市バス・地下鉄友の会会報誌「トラフィカ通信」制作業務委託に係る コンペ実施要領

### 1 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

市バス・地下鉄友の会会報誌「トラフィカ通信」制作業務

#### (2) 業務の趣旨・目的

市民の皆様やお客様に市バス・地下鉄事業への理解を深めていただけるような会報誌を発行する。

#### (3) 業務の内容

会報誌「トラフィカ通信」を年間2回発行し、会員に発送する。

サイズ、部数等は、別紙仕様書のとおりとする。

#### (4) 納品日

平成22年10月頃及び平成23年2月頃

#### (5) 委託金額の上限

1,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 応募資格

京都市の競争入札参加資格を有する事業者とする。

### 3 応募手続き

企画書の提出後、交通局企画総務部総務課の受領をもって本コンペへの参加応募があったものとする。

(1) 企画書の提出方法 持参又は送付

(2) 提出期限 平成22年9月15日

(3) 提出部数 2部

(4) 企画書提出場所 京都市交通局企画総務部総務課

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12 サンサ右京5階

電話 075-863-5035

(5) 留意事項 提出のあった企画書は返却しないものとする。

### 4 企画書の構成（様式任意・A4判）

#### (1) 「トラフィカ通信」提案書

##### ア 「トラフィカ通信」構成案

P1 表紙

P2～P5 特集

P6～P8 毎号恒例の記事

P9～P10 交通局事業の紹介ページ（交通局から情報提供）

P11 編集後記、お客様からのご意見紹介など

P12 広告枠

##### イ 「トラフィカ通信」誌面サンプル

ウ 特集記事の内容（2回分）

#### (2) 見積書（税込）

## 5 契約の解除

- (1) 業務内容に記載の条件の違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないか若しくは委託料の一部又は全部を返還していただく場合がある。
- (2) 上記の(1)により契約を解除した場合、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 6 失格の条件

以下の条件の一に該当する場合は失格になる場合がある。

- (1) 企画書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 企画書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽内容が記載されている場合

## 7 受託業者の決定方法

- (1) 受託業者の決定は、当局で設置する事業者選定委員会において行う。
- (2) 受託業者の決定に当たっては、提案内容を精査し、価格のみの判断でなく、総合的な評価で選考し、決定する。
- (3) 選定結果は、全ての提案者へ通知する。

## 8 受託業者決定の取り消し

次のいずれかに相当する場合には、決定を取り消すことがある。

- (1) 応募資格があると偽った場合又は応募資格を失った場合
- (2) 企画書に虚偽の内容が記載されていた場合

## 9 その他

- (1) 企画書作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者の負担とし、企画書は返却しない。
- (2) 著作権の取り扱い
  - ① 決定した業者の企画書に係る著作権の帰属は契約書により定める。ただし、契約締結前であっては提案者に帰属する。
  - ② 決定されなかった業者の企画書に係る著作権は、提案者に帰属する。
- (3) 決定した業者との契約は、原則当年度及び次年度までの2年間行うこととする。ただし、予算がつかなかった場合は、この限りではない。
- (4) 再委託しようとするときには、京都市交通局契約規程第44条及び契約書の規定に基づき、あらかじめ文書による承諾を受けることとする。